休日休刊

東京都

発 行

次

目

告

○建築基準法による一団地の区域……………… …………(都市整備局市街地建築部建築指導課

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課

○生活保護法による介護機関の指定…………… ……(福祉保健局生活福祉部保護課

○都道の区域変更 (四件) (建設局道路管理部路政課)… =

○開発行為に関する工事完了(二件)……………

建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課(都市整備局多摩 \vdots 八

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……… …………(産業労働局商工部地域産業振興課) 八

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……(同.

示

●東京都告示第百四十四号 告

1 <u>の</u> 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条 二第一 項の規定による認定をしたので、同条第六項の規

る。 **令和四年二月十四**

対象区域の地名地番及び認定年月日

東京都知事

小

池

百

合

子

対

象区

域 の

地 名

地 番

認定年月日

番三、同番四の一部、八百九十番一同番四、八百八十八番一の一部、同四、八百八十六番一の一部、同番三、四、八百八十六番 千七百七十九番一、同番二、同番四の一部、同番三、同番五の一部、四 同番三並びに同番五及び同番六の各 板橋区新河岸二丁目八百七十六番一、 一番一、同番五、同番六並びに同番 から同番十までの各一部、四千八百 から同番六まで、四千七百八十六番 二十七番一、同番四、 同番六、同番七、四千八百三番 八百八十四番一、同番三、同番 同番四から同番六まで、同番七 八百八十二番一、同番三、同番 八百八十番一、同番三、同番 八百七十八番一、同番三、同 四千八百五十 十六日 令和四年一月二

認定計画書の縦覧場所

第二本庁舎三階中央 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁

●東京都告示第百四十五号

三項において準用する同法第六条第二項の規定により、 により指定した区域の全部の指定を解除するので、 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 一項の規定により、令和三年東京都告示第七百四十九号 第十一条 同条第 次

のとおり告示する。

縦覧に供す

定により一団地の区域等を次のとおり告示し、

令和四年二月十四日

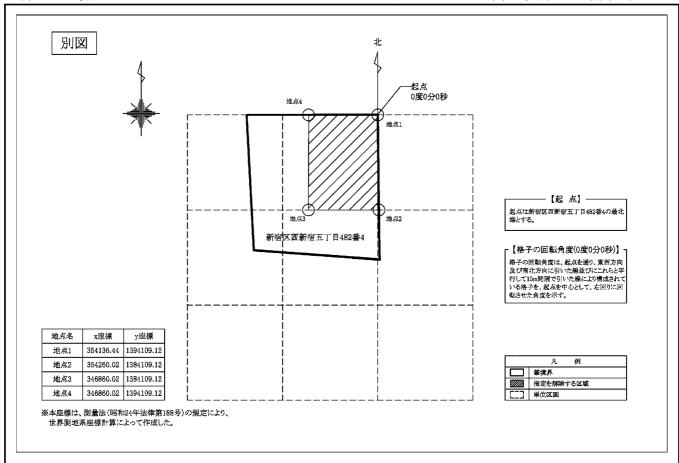
丁目地内 指定を解除する区域 別図のとおり (新宿区西新宿

東京都知事

百合 子

九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特 定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則 鉛及びその化合物 (平成十四年環境省令第二十

講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



令和四年二月十四日

東京都知事

小

池

百

合

子

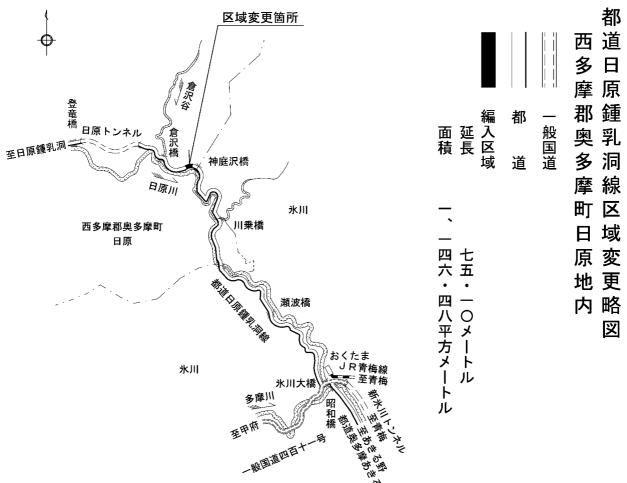
東京都告示第百四十六号

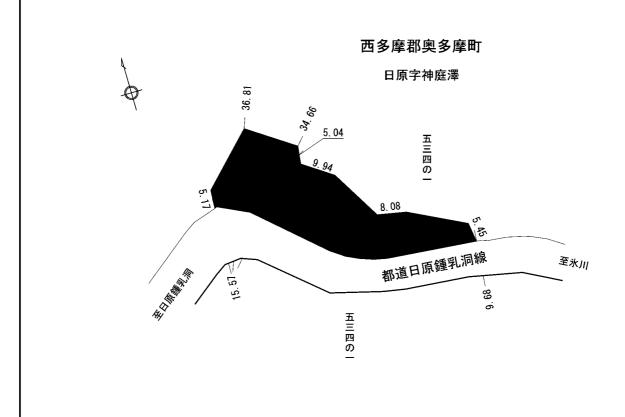
生省令第二十一号) 条第四項においてその例によるものとされた場合を 三十号。 特定配偶者の自立の支援に関する法律 条第四項においてその例によるものとされた場合を含 条の三第一号及び生活保護法施行規則 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及 法」という。 生活保護法 の規定により、 の規定に基づき、 以 下 「中国残留邦人等支援法」という。 (昭和二十五年法 第五十四条の二第 第十二条 介護機関を指定したので、 次のとおり告示する。 (中国残留邦人等支援法第 律 : 第 百 項 四 (平成六年法律第 (昭和二十五年厚 (中国残留邦人等 + 几 号。 法第五 第十 以 应 下 十

| 令相4年2月14日(月曜日) | | 平 取 | (第 | 1/516号 |
|----------------------------------|-------------------|---|---|---------------------------------------|
| 介護保険 事業者番号 事業者の名称 主たる事務所の所 | 在地 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの名称 | 指定年月日 |
| 345250501 株式会社マサル設計 東京都あきる野市下代総1 | 10-5 あきる野薬剤センター薬局 | 東京都あきる野市引田91-4 | 居宅療養管理指導 | 令和3年10月1 |
| 株式会社マサル設計 東京都あきる野市下代離1 | 10-5 あきる野薬剤センター薬局 | 東京都あきる野市引田91-4 | 介護予防居宅療養管理指導 | 令和4年1月1日 |
| | | 三 変更の概要 別図表示のとおり 二 変更の区間 西多摩郡奥多摩町日原字神庭澤五百三十一 路線名 日原鍾乳洞 中 池 百 合子 | 四年二月十四日建設局道路管理部において一般の縦に図面は、令和四年二月十四日からに変更になり、都道の区域を次のように変更になり、都道の区域を次のように変更により、都道の区域を次のように変更にある。 | 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項●東京都告示第百四十七号 |
| | | + | · 週 | 項 |

义

日 多洞 町区 地 更





5 の規定により、都道の区域を次のように変更する。 ●東京都告示第百四十八号 別 その関係図面は、令和四年二月十四日から起算して二週 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項 都道府中町田線区域変更略図 义 町田市小野路町地内 1 至永山 町田市 小野路町 計画線 区域変更箇所 市 編入区域 至南野 延 長 面積 道 道 至真光寺町都 田間 都道府中町田線 一、二二二・〇九平方メートル 渗 一七一・一一メートル 図師町 野津田町 至 都道相模原大蔵町線 能ヶ谷 至淵野辺 間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。 至本町田 変更の区間 路線名 令和四年二月十四日 町田市小野路町字五反田千七百三十六番府中町田 東京都知事 町田市 小野路町 小野路町 一七三六の一 一七五七の六 一七八六の一 都道府中町田線 字五反田 字下堤 小 -16.00-16.00-17.04池 至能ヶ谷 至南野 百 都道府中町田線 合 子 - t t 六 \ \ 六 七一九の一 七二二の 七六七の一 七八四の \equiv 変更の概要 一七七六 七六七の一 七八四の一 別図表示のとおり 十四番一地先まで一地先から同市小野路町字下堤千七百八

区域変更箇所

小野路町

野津田町

都道相模原大蔵町線

至大蔵町

薬師台二丁目

金井

/金井町

●東京都告示第百四十九号

の規定により、都道の区域を次のように変更する。 道路法 その関係図面は、 令和四年二月十四日から起算して二週

変更の区間 路線名

町

7田市野津田町字並木千八百四十五番地

相模原大蔵町

(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一

項

間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。 令和四年二月十四日

東京都知事 小 池

百 合

子 \equiv

変更の概要 別図表示のとおり

一番三地内まで内から同市野津田町字関ノ上千八百四十

別 町田市野津田町地内都道相模原大蔵町線区 図 域変更略図

編市都 入 面延 積 長 区 域 道 道 四三・五九メートル

一五・八二平方メートル 薬師台三丁目 薬師台一丁目

町 田 市野津田町 字並木 字関ノ上 一八四五 八四一の三 至大蔵町 至根岸町 都道相模原大蔵町線 22.11・ 二 一 の の 日 3 29. 字並木前 字関ノ上

忠生 二丁目

山崎町

東京都

町田市

都道町田日野線と

図師町

(第17516号)

至根岸町

(2)都道小山乞田線 重用編入区域

(都道町田日野線との重用編入)

延長

四

ハニメートル 九八平方メートル

セーの

豊ケ丘 二丁目

豊ケ丘 四丁目 五丁目

要介丘大丁具

道町田日野線南野二丁目

区域変更箇所

多摩市

落合 三丁目

落合 四丁目

落合五丁目,

7

至別所 📰

の規定により、 ●東京都告示第百五十号 道路法

(昭和二十七年法律第百八十号) 都道の区域を次のように変更する。 第十八条第

その関係図面は、 令和四年二月十四日から起算して一 週

別

道道図

小町 山田

1乞田

線線区

域変更略

図

多摩市南野二

丁目地内

編 都 入区域 道

(1)都道町田日野線

延長

匹

ハニメート

面積

七一0

・九八平方メート

ル

令和四年二月十四日

町田日野

間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

路線名

 (\Box) (\rightarrow)

変更の区間 多摩市南野一 丁旦

東京都知事 小 池 百 合

子

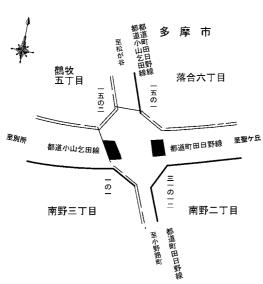
項

二十一番十一 二地先

(1)都道町田日野線

下小山田町

町田市



(2)都道小山乞田線



 (Ξ) (\Box) (\rightarrow) (Ξ) 路線名 変更の が概要

変更の区間 小山乞田 別図表示(1)のとおり

変更の概要 多摩市南野二丁目三十一番十二地先 別図表示(2)のとおり

番二十八まで

完了した。

十五番四の

小平市花小金井二丁目七百三

公

告

開 発行為に関する工事の完了について

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第

令和四年二月十四

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

住所及び氏名許可を受けた者の

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称

同番一地先、同番九、同番十日野市東豊田一丁目五十番一、 同番十八及び同番二十から同 二、同番十六、同番十六地先、 サンユー建設株式会社 大田区南雪谷二丁目十七番 代表取締役 馬場宏一 二郎 号 働局商工部地域産業振興課

開発行為に関する工事の完了について

市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和四年二月十四

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井

勉

五. 兀

の氏名又は名称

住所及び氏名許可を受けた者の

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称

住友林業株式会社

千代田区大手町一丁目!

三番

届出日

七

変更日

代表取締役 光吉 敏郎

九

縦覧場所

行 発 電話

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

都

本号

郵便番号

163-8001

箇月

(郵送料を含む。) 印 | F | 六、六〇〇円 刷・三〇円 刷・

|電話 ○三(三八一二)五二○一(代)

東京都文京区白山一丁目十三番七号

六〇〇円円

勝

美

印

刷

株

式

会

社

定 価

〇三(五三二一) 一一一(代)

東

ついて 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。 以下

添えて、 あっては所在地)三意見を述べる理由」を記載した書面を にあっては団体名及びその代表者の氏名)□住所 とする者は、意見の内容を記載した書面に「一氏名 その届出及び添付書類を縦覧に供する。 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 舗の変更について届出があったので、 なお、 法第八条第二項の規定に基づき、 令和四年二月十四日から四月以内に東京都産業労 同条第三項において 意見を述べよう (団体に (団体

令和四年二月十四日

に到着するよう提出してください

(新宿区西新宿

二丁目八番一

東京都知事 小 キホー 池 百 合 子

店 M E G Aドン・セ テ大森山王

店舗名

店舗所在地

大田区山王三丁目六番三号

変更前の小売業者 設置者住所 設置者名 株式会社ダイシン百貨店ほか二名 株式会社ドン・キホーテ 目黑区青葉台二丁目十九番十号

六 変更後の小売業者 の氏名又は名称 株式会社ドン・キホー テほか一名

令和三年七月一日ほか

振興課 東京都産業労働局商工部地域産業 令和四年一月三十一日 (新宿区西新宿二丁目八番

七

縦覧時間

号

+ + 縦覧期

縦覧時間 間 日に関する条例(平成元年東京都十四日まで。ただし、東京都の休令和四年二月十四日から同年六月 午前九時三十分から午後四時三十 条例第十号) に定める休日を除く 分まで。 ただし、 正午から午後

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に

時までを除く。

ついて

意見の概要を公告し、 意見を聴取したので、 条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る 大規模小売店舗立地法 同条第三項の規定により次のとおり 当該意見を縦覧に供する。 (平成十年法律第九十一号) 第八

令和四年二月十四日

東京都知事 小 池

百

合

子

クロスガーデン青梅

店舗名

店舗所在地 青梅市今寺五丁目十三番地 ほ

設置者名 オリックス株式会社

兀 意見

ア 聴取者 青梅市長

概要 意見なし

イ

縦覧場所 収受日 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 **令和四年一月二十七日**

Ŧi.

ゥ

(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六

縦覧期間

ただし、正午から午後一時までを除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで 例(平成元年東京都条例第十号)に定めまで。ただし、東京都の休日に関する条令和四年二月十四日から同年三月十四日 る休日を除く。

郵便番号 113**-**0001 **√√** FSC ミックス 艇